

## 平成30年度第2回 島根支部健康づくり推進協議会の議事概要

開催日	平成31年3月20日(水)
場所	全国健康保険協会島根支部 大会議室
出席委員	青山委員、伊藤委員、沖田委員、梶谷委員、高梨委員、永江委員(議長)、増原委員、村松委員、山崎委員 (敬称略、五十音順)
議題	
議事概要 (主な意見等)	<p>支部長あいさつ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各種事業の展開(その他保健事業)【議題1】</li> <li>健診事業及び保健指導の実施状況【議題2】</li> <li>その他【議題3】</li> </ol> <p><b>1 各種事業の展開【議題1】</b></p> <p>資料1及び別添資料1により説明</p> <p>[意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業所はもっと増えてもよいと思うが、事業所の立場からどう感じているか。</li> </ul> <p>[意見等](認定事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度は周知され浸透していると感じるが、事業主等トップの理解がなければ宣言まで進んでいけないのではないか。</li> </ul> <p>[意見等](認定事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座を利用しているが、自社の課題を把握してどのような講座を申し込んだらよいか難しいのではないか。</li> </ul> <p><b>【事務局】</b></p> <p>事業所の健康課題に見える化した「ヘルス・マネジメントカルテ」を従業員10名以上の事業所を対象として毎年宣言先へ送付しており、それを活用していただきたい。</p> <p>[意見等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優遇制度検討の中で「オプション検診」とあるが、どのようなものになるか。</li> </ul>

**【事務局】**

今後の検討事項であるが、費用等を勘案した時に簡易的な検査が現実的と考える。

[意見等]

- ・ 島根大学との共同事業である健康経営意識調査アンケートについて、回答結果を踏まえて次の施策を検討することになるのか。

**【事務局】**

- ・ そのとおり。現在約3割の事業所から回答をいただいている。

[意見等]

- ・ どのような事業所を対象として抽出しているのか。

**【事務局】**

- ・ 平成30年12月時点で10名以上の被保険者を有する事業所である。

[意見等]

- ・ 健康宣言事業所への優遇制度の検討事項に塩分計がある。保健指導等で話をする中で、塩分に対する理解が進んでいないと感じる。塩分に関する情報提供は今後のCKD対策にも重要になってくる。
- ・ 塩分計は味噌汁などの液体は測れるが、個体は測れない。パンフレット等による情報提供も合わせて実施しないといけない。

[意見等]

- ・ 健康宣言事業所への優遇制度の中で建設工事入札にかかる特典が見送りになった理由はなにか。また、出前講座の件数が2倍以上になっている要因はなにか。

**【事務局】**

- ・ 建設工事入札にかかる特典については、県との協議の中で他保険者との公平性を理由として見送りとなった。今後県内8市を優先的に市町村と協議をしていきたい。
- ・ 出前講座について、昨年度は開始時期の違いがあるが、宣言事業所数が伸びて行っていることから、健康意識が高まっているものと思われる。また、安全衛生大会の中での講演依頼もある。

[意見等]

- ・ 資料に協定締結先の一覧があるが、具体的な事業効果がわかるような項目を追加すれば、より分かりやすいものになると思う。

[意見等]

- ・ インセティブ制度の12位という結果について、支部はどう評価しているのか。

【事務局】

- ・ あくまでも9月までのデータによる暫定的なものであるが、予想より低かったと感じている。なお、特定保健指導実施率については平均より低くなっているが、これは、実施率自体は高いものの、伸び率で他支部より見劣りしているためである。

## 2. 健診事業及び保健指導の実施状況【議題2】

資料2、資料3より説明

[意見等]

- ・ 事業者健診結果取得率向上の取り組みにおいて、社会保険労務士と連携した取得勧奨とはどのようなものか。

[意見等]（事業主代表：社会保険労務士）

- ・ 社会保険労務士会と協会けんぽが契約を結び、社会保険労務士の受託先事業所に対して勧奨し、健診結果データ提供についての同意書を取得するもの。

[意見等]

- ・ 訪問勧奨の結果、提供が困難と回答される事業所はどのような理由によるものか。

【事務局】

- ・ 社会保険労務士による勧奨に限らないが、個人情報を提供することに慎重な事業主が一定数存在する。今後も広報等を通じて理解を得ていくように努力する。

[意見等]

- ・ 生活習慣病予防健診を案内しても、事業者健診を選択される事業所がある。その理由について先に実施したアンケートから傾向が見えてきているのか。

【事務局】

- ・ アンケートの集計は今後実施することとなるが、事業所からご意見等いただく中で、胃レントゲン等に時間がかかるため、事業者健診を選択される場合もある。

[意見等]

- ・ 事業に影響が出ることを理由に事業主がレントゲン等を敬遠すると、生活習慣病予防健診を受けたくても受けられない被保険者も出てくる懸念される。

**【事務局】**

- ・ がんの検診も重要だと考えており、それがセットされた生活習慣病予防健診の広報についても努力していく。

[意見等]

- ・ 資料の中の「健診機関を見える化するチラシ」とはどういったものか。

**【事務局】**

- ・ 健診機関から資料を提供いただき、各健診機関の紹介など加入者にとってよりわかりやすい広報ができないかを検討していく。

[意見等]

- ・ 特定保健指導の評価が3か月でできるようになったことについて、効果は表れているか。

**【事務局】**

- ・ モデル実施等で今後検証することとなるが、現場の保健師等からは間延びすることなく評価がしやすくなったという声は出ている。

[意見等]

- ・ 健診を実施した結果を保健指導につなげていかなければ率は上がっていかない。保健指導の課題として「保健指導実施者の不足」が挙げられているが、事業所アンケートの内容にはそのことはない。どのように関連付けていくのか。

**【事務局】**

- ・ 資料には保険者としての課題を挙げた。アンケートの事業主側から見た問題・課題と照らし合わせ、効果的な施策を検討していく。

[意見等]

- ・ 保健指導を受ける際に、生活習慣病予防健診を受けた者と事業者健診を受けている者とは意識に温度差がある。事業者健診データからの保健指導は、なぜ自分が対象になっているのか、なぜ協会けんぽから保健指導の案内が来るのか理解できず、指導を受けない者がいる。それを従業員にわかりやすく説明するのに苦慮している。

[意見等]

- ・ 保健指導の必要性や事業者健診データの提供に関する一人一人の意識改革については、職場だけではなく全体で取り組んでいかなければいけない課題と考える。
- ・ 個人情報の問題と相まって従業員への説明というのは地道にやっていくしかないと思われる。その中でインセンティブ制度というのはよい説得材料になる。

[意見等]

- ・ 重症化予防の取り組みについて、重要なものであり県や市町村においても案内だけで受診しなければ意味がないとして各種取り組みを進めている。協会けんぽにおいてはどのように取り組んでいるのか。

【事務局】

- ・ 本部からリストが提供され受診勧奨を進めていくが、数値の特に悪いものについては文書勧奨に加え、電話による勧奨も実施している。また、文書自体も工夫し対象者に響くようなものに変更した。

[意見等]

- ・ 島根の生活習慣病予防健診実施機関は他支部に比べてどうか。

【事務局】

- ・ 詳細な比較はないが、これまで拡大に向け取り組んできており、現在55機関となっている。課題としては、規模の小さい医療機関が健診機関となっているケースが多くあり、健診機関数ほどの実施可能人数とはなっていない。健診推進費等も活用しながら、実施可能人数の増加を図っていく。

特記事項

次回予定 平成 31 年 9 月